

総 財 公 第 2 号
令和3年1月26日

各都道府県総務部長
各都道府県企業管理者
各指定都市総務、財政局長
各指定都市企業管理者

】 殿

総務省自治財政局公営企業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する
公共料金の支払猶予等の柔軟な措置の実施及び利用者への周知等について

公共料金の支払猶予については、「新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払猶予について」（令和2年3月19日付け総財公第72号、総務省自治財政局公営企業課長通知。以下「令和2年3月通知」という。）により通知をしているところですが、本年1月22日の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策」を踏まえ、関係省庁より各事業者に対して、別添のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に支払に困難を来している利用者を対象とした公共料金の支払猶予等に係る要請がなされたところです。

地方公共団体におかれては、別添及び令和2年3月通知に留意の上、適切に対応するようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、市町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合に対しても、この旨を御連絡願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

(連絡先)

自治財政局公営企業課

担当：安藤課長補佐、窪西係長

電話：03-5253-5634

薬生水発 0125 第 1 号
令和 3 年 1 月 25 日

各都道府県水道行政主管部（局）長
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の支払猶予等の柔軟な措置の実施及び水道利用者への周知等について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

令和 3 年 1 月 22 日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」がとりまとめられ、生活困窮者等への支援策として「公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底」を図ることとされました。

水道料金につきましては、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」（令和 2 年 3 月 18 日付け薬生水発 0318 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）及び「「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」の留意事項について」（令和 2 年 5 月 14 日付け薬生水発 0514 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に水道料金の支払に困難を来している水道利用者を対象として、水道料金の支払猶予等の柔軟な措置の実施を検討いただくよう、従前より要請してきたところです。

各水道事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている現在の状況を踏まえ、引き続き、一時的に水道料金の支払に困難を来している水道利用者を対象として、地域の実情に応じ、水道料金の支払を猶予する等の柔軟な措置の実施について検討いただきますようお願いいたします。

あわせて、支払猶予等の利用について、一時的に水道料金の支払に困難を来している水道利用者に、支払猶予等の利用に必要な情報が確実に届くよう、水道利用者への周知徹底をお願いいたします。

また、「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）等に基づき、引き続き、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築に努めていただくとともに、特に給水停止にあたっては、利用者の状況を踏まえたより丁寧で慎重な対応をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対し

て、本件を周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた下水道使用料の支払猶予等の
柔軟な措置の実施及び下水道使用者への周知について

令和 3 年 1 月 22 日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」がとりまとめられ、生活困窮者等への支援策として「公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底」を図ることとされました。

下水道使用料につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（令和 2 年 3 月 18 日付け国水下企第 97 号）及び「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施について）」（令和 2 年 5 月 19 日付け国水下企第 12 号）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を対象として、下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施を検討いただくよう、従前より要請してきたところです。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている現在の状況を踏まえ、引き続き、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を対象として、地域の実情に応じ、下水道使用料の支払を猶予する等の柔軟な措置の実施について検討いただきますようお願いいたします。

あわせて、支払猶予等の利用について、下水道使用者への周知を徹底していただきますようお願いいたします。具体的には、水道部局とも連携しつつ、ホームページや広報誌等に支払猶予等の措置内容や申請方法等に関する情報を掲載すること、生活困窮者支援窓口や事業者支援窓口において措置内容等を紹介することなどにより、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者に、支払猶予等の利用に必要な情報が確実に届くよう、周知徹底をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

以 上

2 農振第 2619 号
令和 3 年 1 月 25 日

各都道府県農業集落排水事業担当部（局）長 殿
（各地方農政局等農村振興部等経由）

農林水産省農村振興局整備部
地域整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた農業集落排水施設使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施及び農業集落排水施設使用者への周知について

令和 3 年 1 月 22 日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」がとりまとめられ、生活困窮者等への支援策として「公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底」を図ることとされました。

農業集落排水施設使用料につきましては、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた農業集落排水施設使用料に係る対応について」（令和 2 年 3 月 18 日付け元農振第 3433 号）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に農業集落排水施設使用料の支払に困難を来している農業集落排水施設使用者を対象として、農業集落排水施設使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施を検討いただくよう、従前より要請してきたところです。

各農業集落排水施設管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている現在の状況を踏まえ、引き続き、一時的に農業集落排水施設使用料の支払に困難を来している農業集落排水施設使用者を対象として、地域の実情に応じ、農業集落排水施設使用料の支払を猶予する等の柔軟な措置の実施について検討いただきますようお願いいたします。

あわせて、支払猶予等の利用について、農業集落排水施設使用者への周知を徹底していただきますようお願いいたします。具体的には、福祉部局及び水道部局とも連携しつつ、ホームページや広報誌等に支払猶予等の措置内容や申請方法等に関する情報を掲載すること、生活困窮者支援窓口や事業者支援窓口において措置内容等を紹介することなどにより、一時的に農業集落排水施設使用料の支払に困難を来している農業集落排水施設使用者に、支払猶予等の利用に必要な情報が確実に届くよう、周知徹底をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村への周知をお願いいたします。

各都道府県漁業集落排水事業担当部（局）長 殿

水産庁漁港漁場整備部
防災漁村課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた漁業集落排水施設使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施及び漁業集落排水施設使用者への周知について

令和 3 年 1 月 22 日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」がとりまとめられ、生活困窮者等への支援策として「公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底」を図ることとされました。

漁業集落排水施設使用料につきましては、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた漁業集落排水施設使用料に係る対応について」（令和 2 年 3 月 18 日付け元水港第 2326 号）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に漁業集落排水施設使用料の支払に困難を来している漁業集落排水施設使用者を対象として、漁業集落排水施設使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施を検討いただくよう、従前より要請してきたところです。

各漁業集落排水施設管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている現在の状況を踏まえ、引き続き、一時的に漁業集落排水施設使用料の支払に困難を来している漁業集落排水施設使用者を対象として、地域の実情に応じ、漁業集落排水施設使用料の支払を猶予する等の柔軟な措置の実施について検討いただきますようお願いいたします。

あわせて、支払猶予等の利用について、漁業集落排水施設使用者への周知を徹底していただきますようお願いいたします。具体的には、福祉部局及び水産部局とも連携しつつ、ホームページや広報誌等に支払猶予等の措置内容や申請方法等に関する情報を掲載すること、生活困窮者支援窓口や事業者支援窓口において措置内容等を紹介することなどにより、一時的に漁業集落排水施設使用料の支払に困難を来している漁業集落排水施設使用者に、支払猶予等の利用に必要な情報が確実に届くよう、周知徹底をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村への周知をお願いいたします。

以 上

各都道府県・各政令市浄化槽担当部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共浄化槽使用料の支払い猶予等の
柔軟な措置の実施及び公共浄化槽使用者への周知について

令和 3 年 1 月 22 日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」がとりまとめられ、生活困窮者等への支援策として「公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底」を図ることとされました。

公共浄化槽使用料につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（令和 2 年 3 月 18 日付け環循適発第 20031854 号）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に公共浄化槽使用料の支払いに困難を来している公共浄化槽使用者を対象として、公共浄化槽使用料の支払い猶予等の柔軟な措置の実施を検討していただくよう、従前より要請してきたところです。

つきましては、公共浄化槽等整備推進事業（旧：浄化槽市町村整備推進事業）を実施している浄化槽管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者を始め、一時的に浄化槽使用料の支払に困難を来している浄化槽使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いいたします。

あわせて、支払猶予等の利用について、公共浄化槽使用者への周知を徹底していただきますようお願いいたします。具体的には、水道部局等とも連携しつつ、ホームページや広報誌等に支払猶予等の措置内容や申請方法等に関する情報を掲載すること、生活困窮者支援窓口や事業者支援窓口において措置内容等を紹介することなどにより、一時的に公共浄化槽使用料の支払に困難を来している公共浄化槽使用者に、支払猶予等の利用に必要な情報が確実に届くよう、周知徹底をお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

以上